

大阪公立大学中百舌鳥キャンパス第3期整備事業に係る技術協力業務 公募型プロポーザル募集要項

令和8年7月21日

公立大学法人大阪理事長

次のとおり公募型プロポーザルを執行します。

1. 募集の趣旨

「大阪公立大学中百舌鳥キャンパス第3期整備事業」（以下「本事業」という。）は、公立大学法人大阪（以下「発注者」という。）が、大阪府立大学と大阪市立大学の統合による新大学「大阪公立大学」の設立に伴う両大学の研究分野の集約整備の一環として行う整備事業である。中百舌鳥キャンパスにおいては、「大阪公立大学（仮称）中百舌鳥工学系学舎整備事業」（「第1期整備事業」という。）に引き続き「B4棟改修工事」を完了し、「高専整備工事」を実施中、「C10棟改修工事」を実施予定であり（以上を「第2期整備事業」という。）、本事業はこれらに引き続いた整備事業である。

本事業は大型実験施設の新築工事と既存学舎の大規模な改修工事であり、高い専門性が要求され、実施設計に施工者の技術力を反映させる必要がある。設計上の課題に対して、施工者の立場から適正な技術支援を受けることにより、予定工期内の完了かつ設計段階および工事段階の全工程におけるコスト管理支援と品質確保を目的とし、ECI方式（技術協力・施工）での優先交渉権者（本プロポーザルにおける最優秀提案者に選定された者をいう。以下同じ。）を選定するため、広く提案を募集する。

2. 業務概要

- (1) 業務名称 大阪公立大学中百舌鳥キャンパス第3期整備事業に係る技術協力業務
- (2) 業務内容 詳細は別紙「業務仕様書」のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から令和 9年 6月30日（水）まで（技術協力業務）
※別紙「補足説明書」に付帯する事業スケジュール（案）を参照および3. 工事概要に示す工事完成期限および引渡し期限を遵守できるように技術協力業務を進めること。

3. 工事の概要

(1) 対象施設の概要

1) 新築工事

棟名	延床面積	階数	構造	建物高さ	工事完成期限 /引渡し期限
水圏環境・循環棟	1,973.00㎡	地上2階 地下1階	鉄骨造	7.9m	R10年10月31日 /R11年1月31日
構造材料棟	1,584.00㎡	地上2階	鉄骨造	9.2m	R10年10月31日 /R11年1月31日

※工事完成後から引渡し期限までの期間は、別途発注する教育環境整備業務との調整期間を示す。

2) 改修工事

棟名	延床面積	改修対象 ※廊下改修除く	階数	構造	建物高さ	工事完成期限 /引渡し期限
A13棟	7,066.25㎡	4,593.00㎡	地上4階	鉄筋コンクリート造	20.54m	R10年2月29日 /R10年3月31日
A14棟	5,637.52㎡	3,992.00㎡	地上4階	鉄筋コンクリート造	16.35m	R10年2月29日 /R10年3月31日
A10棟	918.76㎡	204.34㎡	地上1階	鉄骨造	7.04m	R10年2月29日 /R10年3月31日

※工事完成後から引渡し期限までの期間は、別途発注する教育環境整備業務との調整期間を示す。

3) 解体工事

棟名	延床面積	階数	構造	工事完成期限 /引渡し期限
木工所	50.14㎡	地上1階	木造	水圏環境・循環棟の着工まで
高圧ガスボンベ庫	9.64㎡	地上1階	コンクリートブロック造	水圏環境・循環棟の着工まで

(2) 施設整備の詳細

施設整備の詳細は基本設計図および補足説明書（以下「発注図書等」という。）による。

(3) 工事費の参考額

金 5,743,996,000円(消費税および地方消費税相当額を含む。)

工事費の参考額は、実施設計における成果から算出される工事費の目標額であり、技術協力業務期間中に変更することがある。

(4) 計画建物に関する留意事項

計画建物については、技術協力業務期間中に内容を変更する可能性がある。

(5) その他

教育環境整備業務とは、発注者より別途発注され、移転元の建物から本事業において整備する建物への移転を主たる業務として実施する業務である。

4. 業務費

技術協力業務の契約上限額は以下のとおりとする。

金 15,000,000円(消費税および地方消費税相当額を含む。)

本業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、発注者は契約金額以外の費用を負担しない。

5. 支払条件

(1) 技術協力業務

- 1) 前払金 なし
- 2) 部分払 令和8年度1回（年度末に必ず請求すること）
- 3) 支払限度額 令和8年度 8,096,000円(消費税および地方消費税相当額を含む。)

(2) 施工業務

- 1) 前払金 契約金額における各会計年度の支払い限度額の40%
(10万円未満切り捨て)
- 2) 中間前払 なし
- 3) 部分払 令和9年度1回（年度末に必ず請求すること）
- 4) 支払限度額割合 発注者と優先交渉権者にて協議のうえ決定する。

6. 参加資格要件

公募型プロポーザル参加申請書（以下「参加申請書」という。）を提出した日から優先交渉権者決定日までの間、次に掲げる要件全てを満たし、その資格を認められた者は、本プロポーザルに参加することができる。

(1) 次の1)から7)までのいずれにも該当しない者であること。

- 1) 成年被後見人
- 2) 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法(明治29年法律第89

- 号)第11条に規定する準禁治産者
- 3) 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
 - 4) 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの
 - 5) 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
 - 6) 破産者で復権を得ない者
 - 7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者
- (2) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項または第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者または申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者または申立てをなされなかった者とみなす。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号。以下「新法」という。)第17条第1項または第2項の規定による更生手続開始の申立て(新法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件(以下「旧更生事件」という。)に係る新法による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。)第30条第1項または第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。)をしていない者または更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、新法第41条第1項の更生手続開始の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。)を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者または更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- (4) 消費税および地方消費税を完納していること。
- (5) 営業を行うにつき、法令等の規定により官公署の免許、許可または認可を受けている者であること。
- (6) 公立大学法人大阪入札参加停止要綱に基づく停止措置を受けていないこと。
- (7) 公立大学法人大阪暴力団排除措置及び不当介入対応要綱第3条の規定に該当しないこと。
- (8) 本プロポーザルに参加しようとする者(以下「参加者」という。)のうち、「事業所および代表者に関する調書」により関連会社とみなされた者は1者しか参加することができない。
- (9) 本事業に建設業法第26条第1項および第2項に基づく監理技術者または主任技術者を配置でき、常勤の自社社員であることを証するものを提出できること。
- (10) 建設業法第28条第3項または第5項の規定による営業停止処分(大阪府内において当該案件に応じた建設工事業の営業ができないものに限る。)を受けていないこと。
- (11) 本プロポーザルに参加できる企業形態は、以下に示すいずれかであること。
- 1) 単体企業
 - 2) 特定建設工事共同企業体(以下「特定JV」という。)
- (12) 特定JVの結成に当たっては、次の条件をすべて満たしていること。
- 1) 構成員は単体企業とし、構成員数は共同施工方式(以下「甲型JV」という。)の場合2者、分担施工方式(以下「乙型JV」という。)の場合は3者以下であること。
 - 2) 甲型JVの構成員の出資比率は、30%以上であること。
- (13) 単体企業または特定JVにおける代表構成員(以下「代表構成員等」という。)およ

び構成員は、次の条件をすべて満たしていること。

- 1) 代表構成員等および甲型 JV の構成員は、建築一式工事について、令和 8 年度の大阪府建設工事競争入札参加資格者名簿に登録されている者であり、代表構成員等にあつては等級区分が A 等級、甲型 JV の構成員にあつては等級区分が A 等級以上であること。乙型 JV で電気設備工事を担当する構成員は、電気工事について、同名簿に登録されている者であり等級区分が A 等級であること。機械設備工事を担当する構成員は、管工事について、同名簿に登録されている者であり等級区分が A 等級であること。
 - 2) 代表構成員等および甲型 JV の構成員は、建築一式工事について、建設業法第 15 条第 1 項に規定する特定建設業の許可を有すること。乙型 JV で電気設備工事を担当する構成員は同法に基づく「電気工事業」の、機械設備工事を担当する構成員は同法に基づく「管工事業」の特定建設業許可を有すること。
 - 3) 代表構成員等は建設業法第 27 条の 23 第 1 項に規定による経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）結果の建築一式工事総合評定値（P）が、1,600 点以上であり、かつ、完成工事高の年平均が「0」でないこと。甲型 JV の構成員にあつては経営事項審査結果の建築一式工事総合評定値（P）が 1,200 点以上、乙型 JV で電気設備工事を担当する構成員は、経営事項審査結果の電気工事総合評定値（P）が 1,200 点以上、乙型 JV で機械設備工事を担当する構成員は、経営事項審査結果の管工事総合評定値（P）が 1,200 点以上であり、いずれの構成員の場合も完成工事高の年平均が「0」でないこと。なお、参加申請書を提出した時点に有効かつ最新の経営事項審査の総合評定値通知書の数値を採用すること。
 - 4) 本事業のプロポーザルに重複して参加していないこと。
- (14) 代表構成員等は、建築一式工事について、以下の【実績 1】および【実績 2】の工事实績を有していること。（元請またはアットリスク CM 方式などによる一括下請けの工事实績または自社保有施設の工事实績。）

【実績 1】

建物用途：大型水槽設備のある実験施設

工事種別：新築、改築または増築

建物構造：鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造

工事規模：不問 完成時期：不問（完了していること）

【実績 2】

建物用途：構造材料工学系の実験施設

工事種別：新築、改築または増築

建物構造：鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造

延床面積：不問 完成時期：不問（完了していること）

特記

- 1) 工事实績（発注者を問わない）は、参加申請書を提出した日までに、請負契約に基づいた実績にあつては引渡し完了しているもので、1 契約によるものとする。また、自社保有施設の実績にあつては工事が完了しているものとする。なお、実績は大阪府建設工事競争入札参加資格者名簿に登録された本店または支店のものに限らず、同一企業の本店または支店のものであれば他の都道府県での実績についてもこれを認める。

- 2) 大型水槽設備のある実験施設とは、概ね100m³以上の実験または研究を主たる目的とした水槽を常設している実験施設をいう。
 - 3) 構造材料工学系の実験施設とは、土木または建築における構造体の力学的性質を解析することを主たる目的とする載荷フレーム等が設置された実験室を有する実験施設をいう。
 - 4) 改築とは、建築物の全部または一部を除却し、引続きこれと用途、規模、構造の著しく異ならない建築物を建てることをいう。
 - 5) 完成時期および施工規模は不問であるが、実績を確認する参考情報として、工事期間および延床面積を記入すること。対象工事が複数棟からなる工事の場合、その合計面積とする。
 - 6) 建物の構造および建物延床面積の算定は建築基準法による。また、増築は増築部分に限る。
 - 7) 特定 JV 構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものであること。
- (15) 代表構成員等は、監理技術者資格者証の取得から10年以上の経験年数を有する者を、建設業法第26条第3項に基づく専任の監理技術者または専任の主任技術者として配置できること。当該専任性を求められる工事現場の監理技術者・主任技術者等には「経營業務の管理責任者」および「営業所における専任技術者」の配置はできない。また、監理技術者・主任技術者は、公告の日において参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。（公告の日以前において3ヶ月以上の雇用関係を有すること。）
- なお、参加申請書を提出した時点において、配置予定監理技術者を特定できない場合は複数の者を届出可とする。ただし、落札者となった時点で1名に特定すること。
- (16) 代表構成員等は、一級建築士または一級建築施工管理技士の資格を有し、いずれかの資格を取得してから10年以上の経験年数を有する者を技術協力業務の管理技術者として配置できること。なお、本技術協力業務の期間においては、本技術協力業務以外との兼務を可とする。また、管理技術者は、公告の日において参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。（公告の日以前において3ヶ月以上の雇用関係を有すること。）
- なお、参加申請書を提出した時点において、配置予定管理技術者を特定できない場合は複数の者を届出可とする。ただし、落札者となった時点で1名に特定すること。
- (17) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険および厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金保険に事業主として加入していること。ただし、各保険について法令で適用除外されている場合を除く。

7. 発注図書等の交付

発注図書等については、パスワードでロックをかけており、その開示には、「発注図書等交付請求書及び秘密保持誓約書」（様式第1号）（以下、「交付請求書」という。）を提出し、パスワード交付の通知を受ける必要がある。

(1) 発注図書等の交付請求期間

公告の日から令和8年8月6日（木）午後5時まで

(2) 交付方法

- ① 電子メールで「交付請求書」（様式第1号）および別紙「提出書類について」に記載の書類を提出すること。

提出先メールアドレス 【gr-keya-kouji[at]omu.ac.jp】

[at]を@に置き換えること。

※メールの件名を「【交付請求】大阪公立大学中百舌鳥キャンパス第3期整備事業」と明記すること。

※メール送信後、契約担当課（26. (1) 契約担当課に同じ）へ電話確認を行うこと。

（土・日・祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで（午後0時から午後0時45分までを除く。））

- ② 発注図書等を閲覧するためのパスワードは、「交付請求書」受領後、「交付請求書」に記載のメールアドレスに追って通知する。

なお、「交付請求書」添付の書類で参加資格なしと判断された者には、パスワードの通知は行わない。

- ③ 「交付請求書」は、企業形態ごとに提出するものとし、代表構成員等が提出すること。

※「交付請求書」は交付請求期間最終日の午後5時をもって受付終了となり、請求のなかった者は本プロポーザルに参加できなくなるため、十分注意すること。

8. 公告時交付資料に関する質問

(1) 受付期間

公告の日から令和8年7月27日(月)午後5時まで

(2) 受 付 先

26. (1) 契約担当課に同じ

(3) 質問方法

「公告時交付資料に関する質問書（様式第7号）」に記入のうえ、必ず電子メールでファイル添付により提出すること。なお、いかなる理由においても期限を過ぎた質問については受け付けない。また、本プロポーザルに参加予定の企業形態ごとに1回のみとする。質問は簡潔に記載し、1 枠 1 項目とすること。また、質問内容は（別表）公告時交付資料のうち、発注図書等以外の書類に関する質問とし、発注図書等に関する質問は回答しない。

※提出先メールアドレス 【 gr-keya-kouji[at]omu.ac.jp 】

[at]を@に置き換えてください。

※メールタイトルには、「【公告質問】大阪公立大学中百舌鳥キャンパス第3期整備事業」と明記すること。

※電子メールの送信後、電話にて確認を行うこと。

（土・日・祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで（午後0時から午後0時45分までを除く。））

※データ形式は変更しないこと。

(4) 回答日

令和8年8月3日(月)

(5) 回答方法

ホームページに掲載する。ただし、質問がない場合は、掲載しない。

9. 参加申請書等の提出

(1) 提出書類

参加者は、別紙「提出書類について」に記載の参加資格申請時提出書類（以下「参加申請書等」という。）を提出すること。

(2) 受付期間

公告の日から令和8年8月6日（木）までの土・日・祝日を除く毎日午前9時から午後5時まで（午後0時から午後0時45分までを除く。）とする。受付期限を過ぎた参加申請書等は無効とする。

(3) 提出方法等

受付場所に持参または郵送にて提出しなければならない。郵送する場合は、必ず書留などの受領印・署名を伴った、対面配達される方法で送付すること。

※参加申請書等の変更、差し替え、再提出は認めない。（ただし、発注者が補正等を求める場合を除く。）なお、発注者が必要と認める場合は、説明・追加書類の提出を求めることがある。

※参加申請書等の提出後に辞退する場合は、書面により届け出るものとする。いったん辞退した場合は、それを撤回し本募集に再度参加することはできない。

(4) 受付場所

26. (1) 契約担当課に同じ

10. 現地視察に関する事項

本事業の内容をより正確に理解いただくために、以下の要領で現地視察を開催する。

なお、視察時間は3時間程度を予定している。

(1) 受付期間

公告の日から令和8年8月6日（木）午後5時まで。企業形態ごとに申し込みをするものとする。

(2) 申込方法

現地視察参加申込書（様式第9号）に必要事項を記入のうえ電子メールで提出すること。（現地視察に参加希望しない場合であっても提出すること。）

提出先メールアドレス 【gr-shise-n.kentiku[at]omu.ac.jp】

[at]を@に置き換えること。

※メールの件名を「【現地視察】大阪公立大学中百舌鳥キャンパス第3期整備事業」と明記することとし、本文には①申請者（企業名、住所、電話番号）②担当者（氏名、所属、電話番号、電子メールアドレス）③現地視察予定人数を明記すること。

※ファイル形式は変更せずに提出すること。

※メール送信後、主管課（26. (2) 主管課に同じ）へ電話確認を行うこと。

（土・日・祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで（午後0時から午後0時45分までを除く。））

(3) 実施日程の通知

実施予定日は、令和8年8月25日（火）～8月27日（木）の期間とし、主管課（26. (2) 主管課に同じ）より、令和8年8月24日（月）午前に指定する現地視察日の通知を行う。

なお、参加資格審査の時点で資格なしと判断された者には、現地視察日の通知は行わない。

(4) 留意事項

現地視察の実施に際しては以下の事項に留意すること。

- ・参加人数について 最大で10名まで
- ・写真撮影について 大学の講義風景、研究風景、研究内容を表現した掲示物、PCディスプレイの内容が映り込まないことを原則に撮影を許可する。ただし、撮影した写真は本公告に関する業務にのみ利用できるものとし、これ以外の一切の業務における利用を認めない。なお、撮影した内容については発注図書等の交付の際に締結する秘密保持誓約の範囲とする。
- ・駐車場について 公共交通機関を利用すること。自動車等で来校する場合は近隣のパーキング等を活用すること。
- ・視察順路について 当日の視察順路は当日の担当者の指示に従うものとする。
- ・名刺交換について 時間の関係上、参加者全員による名刺交換は行わない。視察時における責任者1名の名刺を提示すること。
- ・質問について 現地での質問応答は行わない。
- ・視察時の配慮 大学の講義や研究活動および学内で実施されている活動を阻害することのないように配慮すること。

11. 参加資格の審査および通知

- (1) 参加申請書等により参加資格を審査し、その結果を令和8年8月24日(月)付で参加申請書に記載の担当者あて電子メールにて通知するものとし、参加資格確認結果通知書に参加者の企業コードと発注図書等に関する質疑回答を閲覧するためのパスワードを記載する。
- (2) 参加資格を認めなかった参加者には、その理由を付して通知する。

12. 参加資格を認められなかった参加者に対する理由の説明

- (1) 参加資格を認められなかった参加者は、その理由について説明を求めることができる
- (2) (1)の説明を求める場合には、令和8年8月25日(火)午後5時までに書面を持参して提出しなければならない
- (3) 提出先については、26. (1) 契約担当課に同じ
- (4) 説明を求められたときは、令和8年8月28日(金)付で書面にて回答する

13. 発注図書等に関する質問

- (1) 受付期間
令和8年8月28日(金)から令和8年9月1日(火)午後5時まで
- (2) 受付先
26. (1) 契約担当課に同じ
- (3) 質問方法
「発注図書等に関する質問書(様式第8号)」に記入のうえ、必ず電子メールでファイル添付により提出すること。なお、いかなる理由においても期限を過ぎた質問については受け付けない。また、本プロポーザルに参加予定の企業形態ごとに1回のみとする。質問は簡潔に記載し、1枠1項目とすること。また、質問内容は発注図書等に関する質問とし、これ以外の質問には回答しない。
※提出先メールアドレス【 gr-keya-kouji[at]omu.ac.jp 】
[at]を@に置き換えてください。

※メールタイトルには、「【発注質問】大阪公立大学中百舌鳥キャンパス第3期整備事業」と明記すること。

※電子メールの送信後、電話にて確認を行うこと。

(土・日・祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで(午後0時から午後0時45分までを除く。))

※データ形式は変更しないこと。

(4) 回答日

令和8年9月11日(金)

(5) 回答方法

ホームページに掲載する。ただし、質問がない場合は、掲載しない。

14. 技術提案書等の提出

本プロポーザルにおける技術提案書等(別紙「提出書類について」に記載の技術提案書等を言う。)の提出は以下のとおりとする。

(1) 提出資料

別紙「提出書類について」のとおり。

(2) 受付期間

参加資格審査の通知日から令和8年10月5日(月)までの土・日・祝日を除く毎日午前9時から午後5時まで(午後0時から午後0時45分までを除く。)とする。受付期限を過ぎた提出書類は無効とする。

(3) 提出方法等

受付場所に持参または郵送にて提出しなければならない。郵送する場合は、必ず書留などの受領印・署名を伴った、対面配達される方法で送付すること。

(4) 受付場所 26. (1) 契約担当課に同じ

※技術提案書等の提出後、公告時交付資料の内容について不知または不明を理由として異議を申し立てることはできない。

※技術提案書等の提出期限後の変更、差し替え、再提出は認めない。(ただし、発注者が補正等を求める場合を除く。)なお、発注者が必要と認める場合は、説明・追加書類の提出を求めることがある。

15. プレゼンテーション・ヒアリング

(1) 参加資格の審査により適格と確認された参加者(以下「プロポーザル参加者」という。)は、受託者選定委員会(以下「選定委員会」という。)に対してプレゼンテーションを行い、その後、ヒアリングを受けなければならない。

(2) プレゼンテーションは、提出した技術提案書を用いて行うこととし、追加資料の配布および使用は認めない。ただし、技術提案書の内容を変更せずにプレゼンテーション用にレイアウトを改変することは可とする。なお、技術提案書の内容以外の説明は行わないこと。

(3) 実施日時および実施場所は、後日通知する。

16. 優先交渉権者の選定方法について

別紙「プロポーザル評価基準」に記載のとおり。

17. 優先交渉権者選定結果の通知

(1) 通知日時

令和8年10月23日(金) 予定

(2) 通知方法

選考結果はプロポーザル参加者全員に対して、参加申請書に記載の担当者あて電子メールにて通知する。

(3) 結果の公表

選定結果は選定後、速やかに参加者に通知するとともに、次の内容をホームページ上で公表する。

1) 優先交渉権者の商号または氏名および評価点

2) 全プロポーザル参加者の商号または氏名

3) 全プロポーザル参加者の評価点

* 選定結果に関する情報はホームページによって広く公開することから、落選したプロポーザル参加者の競争上の地位に配慮し、また、より多くの提案を受け競争性を向上させる趣旨から、2)と3)との対応関係を明らかにしないこととし、2)は申込順に、3)は評価点の得点順にそれぞれ公表する。

* プロポーザル参加者が2者の場合は、同様の趣旨から評価点に関する情報については1)、2)を公表し、3)は公表しないこととする。

* 選定結果に関する問合せ、異議申し立ては一切受け付けない。

18. 契約手続きについて

(1) 本プロポーザルで最優秀提案者（総合評価点の最も高い者）に選定された者は「優先交渉権者（特定JVにおいては、全構成員。以下同じ。）」となり、工事の価格等の交渉が完了するまで優先交渉権を保持する。ただし、技術協力業務の契約を締結しなかった場合または解除となった場合はその時点で優先交渉権を失うものとする。

(2) 優先交渉権者は、発注者と別紙「基本協定書」、発注者および設計者と別紙「パートナーシップ協定書」を取り交わし、見積合せの上で技術協力業務の委託契約を締結する。

(3) 発注者および設計者並びに優先交渉権者は、実施設計時に技術協力業務の成果を適宜反映させていくため、3者協議会を組織する。

(4) 発注者は、別紙「基本協定書」に記載のある価格等の交渉および契約手続等に則って優先交渉権者と工事請負契約を締結する。

(5) 優先交渉権者が、公立大学法人大阪暴力団排除措置及び不当介入対応要綱第3条の規定に該当したときは、契約を行わないものとする。

(6) 契約締結後、優先交渉権者が当該契約の履行期間中に公立大学法人大阪暴力団排除措置及び不当介入対応要綱第3条の規定に該当したときは、この契約の解除を行う。

(7) 下請負人等（本事業を履行するにあたって優先交渉権者と再委託契約等を締結した協力業者をいう。）が暴力団員または暴力団密接関係者に該当すると認められた場合に、優先交渉権者が、発注者が求める当該下請負人等との契約の解除を拒否した場合には、この契約を解除する。

(8) 上記(5)から(7)のほか、優先交渉権者がその決定後、技術協力業務の契約締結までに「6. 参加資格要件」の(1)から(17)のいずれかの要件を満たさなくなった場合は、優先交渉権を失い、基本協定およびパートナーシップ協定は締結しないものとする。

また、既に基本協定およびパートナーシップ協定を締結していた場合は、その効力を失うものとし、技術協力業務の委託契約は締結しないものとする。

- (9) 優先交渉権者が、技術協力業務委託契約締結後に、会社更生法または民事再生法に基づく申立てがなされた、または、大阪府入札参加停止要綱（平成6年8月1日）に基づく指名停止措置を受け、発注者が、優先交渉権者との本工事の請負契約について締結の見込みがないと判断した場合は、技術協力業務の契約を解除することができる。また、契約を解除した場合は、優先交渉権者は優先交渉権を失い、締結された基本協定書およびパートナーシップ協定書はその効力を失うものとする。
- (10) 発注者は、優先交渉権者と基本協定書およびパートナーシップ協定書を取り交わせないまたはその効力を失った場合、技術協力業務の委託契約を締結できない場合、または工事請負契約を締結できない場合は、次点提案者（優先交渉権者を除くプロポーザル参加者のうち評価結果の順位が最上位であった者をいう。）に選定された者に意向を確認した上で、新たな優先交渉権者とし、基本協定書およびパートナーシップ協定書を取り交わし、協議が整った後、技術協力業務における委託契約の締結を行う。なお、優先交渉権者および新たな優先交渉権者は、交渉等において知り得た情報を秘密情報として保持するとともに第三者に漏らしてはならない。
- (11) 次点提案者と基本協定書およびパートナーシップ協定書を取り交わせないまたはその効力を失った場合、技術協力業務の委託契約を締結できない場合、または工事請負契約を締結できない場合は、優先交渉権者および次点提案者を除くプロポーザル参加者のうち評価結果の順位が上位であった者（以下「次々点提案者等」という。）から順に優先交渉権者とし、(10)に記載のとおり必要な手続きおよび協議を行い、技術協力業務における委託契約の締結を行うものとする。なお、この場合において、次点提案者または次々点提案者等のうち協議の結果優先交渉権者の資格を失ったものは、交渉等において知り得た情報を秘密情報として保持するとともに第三者に漏らしてはならない。
- (12) 本契約（技術協力業務および工事請負契約）は、電子契約による締結が可能であり、電子契約による締結は、クラウド型電子契約サービスを利用する。電子契約を希望する場合は、契約締結時に「意思確認書」の提出が必要であり、提出方法等については別途通知する。

19. 3者協議会について

3者協議会とは、発注者および設計者並びに優先交渉権者の3者により組織されるもので、技術提案時および実施設計時に優先交渉権者から提案される技術提案、VE提案、施工実施方針の採否を検討する組織とし、定例会議においてこれを開催するものとする。

20. 契約保証金について

公立大学法人大阪契約事務取扱規程第24条第1項の規定に該当する場合は免除することができる。

21. 本プロポーザルの留意事項

- (1) 技術提案は、1者につき1提案に限る。
- (2) 技術提案書等の作成およびプレゼンテーション、その他手続きに係る一切の経費は、プロポーザル参加者の負担とする

- (3) 発注者に提出された技術提案書等は、返却しない。
- (4) 提出された技術提案書等は、選定をおこなう作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (5) 優先交渉権者に選定されなかったプロポーザル参加者の技術提案書等に記載された提案については、その者の了承を得ることなく、その全部または一部を採用することはない。
- (6) 本プロポーザルにおいて採用された提案について、優先交渉権者でなければ設計できない技術、あるいは、設計者が責任を負えない技術がある場合は、確認申請上、優先交渉権者をその他の設計者とする。優先交渉権者が確認申請上のその他の設計者となりえない事情がある場合には、同技術は採用しない。

22. 参加の無効および失格事項

- (1) 参加申請書等の提出の日から優先交渉権者決定までの期間に、次の各号のいずれかに該当した場合は、参加資格または技術提案を無効とし、提案の審査の対象およびプロポーザル参加者としての地位を失う。
 - 1) 6. 参加資格要件に定める事項を満たさなくなった場合
 - 2) 本プロポーザルおよび技術提案の審査に関する不当な要求等を申し入れた場合
 - 3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
 - 4) 提出書類が本募集要項が定める提出期限までに提出されなかった場合
 - 5) 提案内容の実現可能性がないまたは著しく妥当性を欠くと認められる場合
 - 6) その他不正および不誠実な行為があった場合
- (2) 次のいずれかに該当した場合は、失格とする。
 - 1) プロポーザル参加者が選定委員会の委員または本契約に係る教職員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
 - 2) プロポーザル参加者が他のプロポーザル参加者の提案内容またはその意思について相談を行った場合
 - 3) その他プロポーザル参加者が選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為を行った場合
 - 4) 参考見積書を提出しなかった場合

23. リスク分担・負担

本件業務（施工業務を含む）における工事金額の増加等の負担は、以下の表のとおりとする。なお、工事請負契約約款（以下「約款」という。）との齟齬がある場合には、本募集要項を上位とする。

リスクの種類		No.	リスクの内容	負担者		備考
				発注者	受注者※	
共通	プロポーザル手続き等リスク	1	プロポーザル時に発注者が提示するプロポーザル用資料の誤り	○		
		2	発注者の帰責事由により優先交渉権者と契約締結ができない、または手続きに時間がかかる場合	○		
		3	受注者の帰責事由により発注者と契約が締結できない、または手続きに時間がかかる場合		○	
	制度関連リスク	4	本工事に係る根拠法令の変更、新たな規制の立法等	○		契約前に確認できるものは受注者の負担
		5	消費税率が変更されたことによる費用の増加	○		
		6	本工事の実施にあたって、受注者が取得すべき許認可等の遅延等による費用の増加		○	
	社会リスク	7	本事業そのものに対する地域住民の要望活動、訴訟等に関する費用の増加等	○		
		8	受注者が行う業務全般に起因する地域住民等の要望活動、訴訟等に関する費用の増加等		○	
		9	受注者が行う業務全般に起因する環境問題（騒音、振動、有害物質の排出等）に関する対応		○	
		10	発注者の帰責事由による事故等により第三者に与えた損害（通常避けることのできない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断水、臭気の発生等によって第三者に損害を与えた場合を含む。）	○		
		11	受注者の帰責事由による事故等により第三者に与えた損害（通常避けることのできない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断水、臭気の発生等によって第三者に損害を与えた場合で、受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものを含む。）		○	
		12	本件工事等の施工に伴い通常避けることのできない騒音、振動等により第三者に損害を及ぼしたとき	△	△	

	経済リスク	物価の変動	13	物価の変動 (人件費、労務単価を含む。)	△	△	分担比率は協議による
	債務不履行リスク	本業務の中止/延期	14	発注者の指示等による本業務の中止、延期	○		
			15	上記以外の事由による業務の中止延期(不可抗力リスクを除く)		○	
		構成企業等に関するリスク	16	受注者の構成企業および再委託業者の業態悪化等起因し、本工事の実施が困難となったまたは遅延した場合		○	
実施設計・工事段階	計画・設計リスク	各種調査リスク	17	暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動、その他の自然的若しくは人為的な事象による損害	○		
			18	発注者が指示した現況図等が現状と著しく異なっていた場合	○		整合
			19	受注者が実施した各種調査等に不備があった場合		○	
		設計リスク	20	発注者が提示した設計に関する条件または設計図書関連資料の内容に不備があった場合	○		
			21	受注者が実施した設計に不備があった場合		○	
		設計変更リスク	22	発注者の指示により、設計変更を行ったことによる工事の遅延や工事費用等の増加	○		
			23	受注者の帰責事由によって設計変更したことによる工事の遅延や設計・工事費用等の増加		○	
	用地リスク	用地の瑕疵	24	事業用地の土壤汚染、埋蔵物等による計画・設計変更または工事費用等の増加	○		契約前に確認できるものは受注者負担
		地盤・地質状況の差異	25	過去の調査では予見不可能な地質・地盤状況の結果、工法・工期等に変更が生じた場合	○		
	施工リスク	工事完了の遅延	26	発注者の帰責事由により契約期日までに施設整備が完了しない場合	○		
			27	受注者の帰責事由により契約期日までに施設整備が完了しない場合		○	
		工事費増減	28	発注者の帰責事由による工事費の増加	○		
			29	受注者の帰責事由による工事費の増加		○	
		発注者の要求等未達	30	完了検査等において、設計図書関連資料未達の箇所や施工不良部分が発見された場合		○	
		施工による損害	31	施工により既設建物の損傷やインフラ断絶を及ぼした場合の復旧・補修等関連費用		○	
			32	引渡し前に工事目的物・関連工事に関して生じた損害		○	発注者の責めに帰すものは発注者負担

○：リスクを負担する。 △：リスクを分担する。

※受注者とは優先交渉権者が工事請負契約を締結し、施工業務を受注したものをいう。

24. その他

(1) 再委託について

- 1) 優先交渉権者は、本業務の全部を一括してまたは主たる部分を第三者へ委託してはならない。ただし、本業務の一部を委託する場合は書面により、あらかじめ発注者へ届出を行い、承諾を得た場合はこの限りではない。
- 2) 優先交渉権者は、発注者の上記承諾を得て本業務の一部を第三者に委託したときは、本募集要項等に定める事項を第三者に遵守させなければならない。

(2) CM r

発注者は、本事業に係る発注者支援業務（コンストラクションマネジメント業務）を、第三者（以下「CM r」という。）に委託し、本事業を推進している。本事業に関し、発注者からの指示に基づいて、CM r から依頼等が行われた場合には、これを発注者によるものとして対応すること。

- (3) 本事業は、大阪府および大阪市の補助金により実施されるものである。予算の成立内容によっては、本プロポーザルを取りやめる、または契約内容を変更または打ち切ることがある。

25. 設計業務等の関係者

- (1) 基本設計者：株式会社東畑建築事務所
- (2) 実施設計者：株式会社昭和設計（予定）
- (3) CM r：日建設計コンストラクション・マネジメント株式会社

26. 担当課

(1) 契約担当課

公立大学法人大阪 本部事務機構財務部 契約課
〒599-8531 堺市中区学園町1-1
TEL：072-254-9136 FAX：072-247-6951

(2) 主管課

公立大学法人大阪 本部事務機構施設部 施設整備課
〒599-8531 堺市中区学園町1-1
TEL：072-254-7786 FAX：072-254-7290

(別表) 公告時交付資料

分 類	書 類 名 称 等
公告資料	① 公募型プロポーザル募集要項 ※本書
	② プロポーザル評価基準 (別紙_くじの方法)
	③ 技術提案書等作成要領
契約関係	① 大阪公立大学中百舌鳥キャンパス第3期整備事業に関する基本協定書 (案)
	② 大阪公立大学中百舌鳥キャンパス第3期整備事業に関するパートナーシップ協定書 (案)
	③ 役割分担表
	④ 技術協力業務 業務仕様書
	⑤ 業務委託契約書_成果品あり (案)
	⑥ 工事請負契約書 (案)
発注図書等 ※パスワードで ロックされてい ます	① 基本設計図
	② 補足説明書等
	・ 補足説明書
	・ 事業スケジュール (案)
	・ 現況測量図
	・ 2026 年度学内行事予定 (参考)
	・ 中百舌鳥キャンパス構内交通規制図
提出書類様式	・ 適用基準等
	① 提出書類について
	② 発注図書等交付請求関係
	・ 発注図書交付請求書および秘密保持誓約書 (パスワード交付請求) (様式第1号)
	③ 公募型プロポーザル参加申請関係
	・ 公募型プロポーザル参加申請書 (兼 誓約書) (様式第2号)
	・ 事業所および代表者に関する調書 (様式第3号)
	・ 社会保険等に関する誓約書 (様式第4号)
	・ 契約実績調書1 (参加資格にかかる施工実績) (様式第5-1号)
	・ 配置技術者調書 (技術協力業務 管理技術者) (様式第5-2号)
	・ 配置技術者調書 (施工業務 主任技術者・監理技術者者) (様式第5-3号)
	・ 共同企業体協定書 (甲) ※参考様式
	・ 共同企業体協定書 (乙) ※参考様式
	・ 委任状 (特定JVと契約する場合) (様式第6-1号)
	・ 委任状 (会社支店が特定JVを結成する場合) (様式第6-1号)
	④ 質疑関係
	・ 公告時交付資料に関する質問書 (様式第7号)
	・ 発注図書等に関する質問書 (様式第8号)
	⑤ 現地視察関係
	・ 現地視察参加申込書 (様式第9号)

提出書類様式	⑥ 技術提案書等	
	・ 技術提案書等表紙	(様式第 10-1 号)
	・ 契約実績調書 2 (企業の施工能力)	(様式第 10-2 号)
	・ 配置技術者実績等調書 (技術協力業務の配置予定管理技術者の能力)	(様式第 10-3 号)
	・ 配置技術者実績等調書 (施工業務の配置予定監理技術者の能力)	(様式第 10-4 号)
	・ 契約実績に係る証明書	(様式第 10-5 号)
	・ 女性技術者調書 (企業の信頼性・社会性)	(様式第 10-6 号)
	・ 女性技術者を補助する技術者の調書 (企業の信頼性・社会性)	(様式第 10-7 号)
	・ 「障がい者 (障害者) 雇用状況報告書」の提出 について (企業の信頼性・社会性)	(様式第 10-8 号)
	・ 技術提案書	(様式第 11-1 号) (様式第 11-2 号)
	・ 参考見積書	(様式第 12 号)
その他	辞退届	(様式第 13 号)